

I K G の

旅館経営再生塾

第九回

銀行に頼るな！

資金調達第二弾

特定社債保証

（執筆）飯島 賢二

少人数私募債のように、無担保で発行される社債の最大のリスクとして、

債務不履行（これを「デフォルト」という）になった場合のことがある。少人数私募債は、金利面から言えば投資対象として魅力を感じるが、投資家は何の保証もなく、従って、出資を躊躇することも少なくなかった。

その点をカバーするため、二〇〇〇年四月に、「特定社債保障制度」が新設された、ご存知だろうか？

これは、信用保証協会が、従来の金融機関からの融資保証に加え、中小

企業が発行する少人数私募債についても、一定の条件（所定の適債基準）を満たせば、保証対象とする制度である。

これを活用できれば、銀行に頭下げ、嫌味を言われながら借金をしなくても、堂々と直接資金調達が出来ると。しかも対外的な企業イメージの向上も期待できることになるはずである。

当然、イメージアップにつながるには、それなりのスタンダードをクリアしていなければならぬ。それが、前述した「適債基準」である。詳細を述べる余裕はないが、純資産額、自己資本比率、純資産倍率、使用総資本事業利益率、インタレスト・ガヴァレッジ・レシオの形式基準である。

貴社が株式会社であるならば、是非、この特定社債保証付きの少人数私募債の発行、検討するに損はない。